

9.15 廃棄物等

9.15.1 調査結果の概要

(1) 調査結果

調査項目である、廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況、土地利用の状況は、「第3章 3.2 自然的、社会的状況の概要 表 3.2-1(6)」(P.3-7) に示しました。

9.15.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測結果

ア. 産業廃棄物

既設建物等の解体に伴う廃棄物発生量及び最終処分量の予測結果は表 9.15-1 に示すとおりです。既設建物等の解体に伴う廃棄物発生量は、約 26,500t と予測しました。発生した産業廃棄物は、分別を徹底した上で、再資源化施設や中間処理施設などに処理を委託し、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」(国土交通省 令和2年9月)の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

表 9.15-1 既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量の予測結果

用途等	構造等	産業廃棄物 (単位: t)						
		コンガラ	アスコン	金属くず	木くず	混合廃棄物	廃油	
工作物等	既設建築物	木造	3,244.80	—	187.20	1,601.60	3,411.20	—
		S造	4,044.30	—	524.60	24.40	122.00	—
		RC造	11,080.20	—	531.00	118.00	247.80	—
		プレハブ	132.60	—	17.20	0.80	4.00	—
	既設工作物	鉄筋コンクリート	8.23	—	980.00	—	—	—
		鉄骨	—	—	11.20	—	—	—
		銅板、銅管	—	—	61.00	—	—	—
		木くず	—	—	—	4.50	—	—
		金属	—	—	9.00	—	—	—
		アスファルト	—	12.22	—	—	—	—
	排水構造物	人孔・配管	0.94	—	—	—	—	—
		電気・電話施設	0.47	—	—	—	—	—
	給水施設	木柱	—	—	—	0.75	—	—
		給水樹	0.01	—	—	—	—	—
	通信機器施設	給水管	—	—	36.50	—	—	—
		アンテナ基礎	0.21	—	—	—	—	—
		トランス・コンデンサ等 (廃油)	—	—	—	—	—	18.00
	トランス・コンデンサ等 (金属)	—	—	67.90	—	—	—	
発生量 ①		18,511.76	12.22	2,425.60	1,750.05	3,785.00	18.00	
		26,502.63						
再資源化率 (%) ②		100.0	100.0	98.0	98.8	49.0	100.0	
最終処分量 ③=①-(①×②/100)		0.00	0.00	48.51	21.00	1,930.35	0.00	
		1,999.86						

イ. 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土の切土量、盛土量及び残土量は、表 9.15-2 に示すとおりです。残土は場外搬出して、埋立てに用いる計画です。

表 9.15-2 造成工事に伴い発生する切土量、盛土量及び残土量

項目	切土量	盛土量	残土量
土工量	約 2,816,000 m ³	約 2,104,000 m ³	約 712,000 m ³

(2) 環境保全措置の検討

表 9.15-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.15-3 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	廃棄物等による環境への負荷	産業廃棄物の分別・適正処理	分別を徹底し、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない場合は適正処理を行うことにより、廃棄物等による環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			建設発生土の場内利用	切土・盛土工事において、造成地盤高の調整、関連事業の事業者と調整を図ることにより、建設発生土の場外搬出量が低減されます。	低減			

(3) 評価

① 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、産業廃棄物の分別・適正処理及び建設発生土の場内利用の適切な環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。